

会議名称		平成27年度第4回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日時		平成27年12月22日(火) 14時00分から16時00分まで
場所		杉並区役所 第4会議室 (中棟6階)
出席者	委員	茶谷会長、石川委員、井上委員、大澤委員、小林(陽一)委員、斎藤委員、三田委員、山崎委員、横山委員、吉田委員、大泉委員、河津委員、川野委員、小林(ゆみ)委員、富田委員、渡辺委員、北島委員、新保委員、長谷川委員
	実施機関	山田広報課長、大澤課税課長、清水高齢者在宅支援課長、河俣地域包括ケア推進担当課長
	事務局	牧島情報・法務担当部長、片山情報システム担当課長、中辻政策法務担当課長、馬場情報政策課長
傍聴者		0名
配布資料	事前	・資料1 平成27年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成27年度第4回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	・会議次第
【会議内容】		
1 平成27年度第3回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
報告第16号	動画の製作と配信に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第27号	動画の製作と配信に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第28号	動画製作管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決 定
諮問第29号	軽自動車税に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第30号	軽自動車検査情報収集システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決 定
諮問第31号	軽自動車税システム(中央)に記録する個人情報の項目について(追加)	決 定
諮問第32号	高齢者生活支援サービスに関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第33号	個人番号の利用及び特定個人情報の提供を行う事務の追加について	決 定

会長	<p>本日は、年末の御多忙のところ当審議会へ御出席賜りまして、ありがとうございます。ただいまより、平成 27 年度第 4 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。初めに、本日都合により欠席される委員について、事務局からお知らせをお願いします。</p>
情報・法務担当部長	<p>本日欠席される旨の御連絡を頂きました委員は、柴田委員お一人でございます。</p>
会長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしていきたいと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>初めに、資料 1 の平成 27 年度第 3 回会議録についてですが、事務局から修正や補足説明がありましたらお願いします。</p>
情報政策課長	<p>特にありません。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>委員の皆様、前回の会議録について、訂正箇所、御意見ありますでしょうか。ないようです。それでは、平成 27 年度第 3 回会議録については確定とさせていただきます。</p> <p>次に、報告・諮問事項の審議に入りたいと思います。情報・法務担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
情報・法務担当部長	<p>諮問文を読み上げ会長に渡す。</p>
会長	<p>担当部長から諮問文を頂きました。それでは、報告・諮問事項から審議に入りたいと思います。初めに、報告第 16 号、諮問 27 号から 32 号について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>報告第 16 号、諮問第 27 号、諮問第 28 号 諮問第 29 号、諮問第 30 号、諮問第 31 号 諮問第 32 号</p>	
情報政策課長	<p>報告第 16 号、諮問第 27 号、諮問第 28 号について説明する。 諮問第 29 号、諮問第 30 号、諮問第 31 号について説明する。 諮問第 32 号について説明する。</p>
会長	<p>お聞きのとおり、大変範囲が広いですが、まず、御質問のみ頂戴しまして、この諮問に対する御意見は、少し後にさせていただいて、進めさせていただきたいと思います。では、御質問がありましたらどうぞお願いします。</p>
委員	<p>報告 16 号、諮問 27、28、「動画の製作と配信に関する業務」について御質問します。今回、杉並区が様々な動画の配信に当たって、YouTube を利用して行うとした点については、私も一般質問で要望したことがあり、この決定を大いに歓迎するものです。その上で、何点かお伺いします。動画の製作及び配信の貸出を行うために、個人情報を記録するとありますが、対象となる個人の範囲として、「動画の対象者、団体及び貸出希望者」となっています。動画の対象者が誰を想定しているのかが、ちょっとイメージしづらい。例えば、インタビュー等の動画を記録したときの、インタビューをされている側が、動画の個人情報の対象者、ということなのか、この辺りを具体例でお示しいただけますでしょうか。</p>

広報課長	今、御質問を頂いた動画の対象者については、委員御指摘のとおり、インタビューなどでお答えを頂く方を中心に想定しています。それ以外にも、映像を撮っているときに、こちらが取材させていただく相手方、というイメージで、御理解いただければと思います。
委員	そうすると、その貸出希望者についてですが、通常 YouTube は動画を公開した場合に、それを閲覧に来る方、第三者は特に登録等をしなくても、個人情報等を入力しなくても閲覧は可能かと思います。貸出というのは、どういうケースを想定しているのかをお伺いします。
広報課長	この貸出については、従前より DVD などの媒体を用いて、希望される区民の方に貸出をしていた経緯があります。YouTube ということではなくて、そういう媒体を貸出することを、想定して記載しています。
委員	十分理解できました。それでは、外部結合に関して 3 点ほどお伺いします。動画を掲載するために、外部サーバーと結合する区のパソコンは、広報課の専用パソコンを使用するとなっています。そのパソコンは、動画掲載専用にするパソコンで、ほかの業務等には使用されないのかどうかの確認が 1 点。また、そのパソコン自体が、区のほかのパソコンと、ネットワークで接続されているのかどうか、これが 2 点目です。3 点目が、もしそれがネットワークで接続されている場合、そのセキュリティが、どのようになっているのか、この 3 点をお聞きします。
広報課長	動画を外部に結合するパソコンですが、御指摘のとおり、広報課にある専用パソコンで結合する予定です。このパソコンに関しては、区の内部業務で用いているパソコンとは、完全に切り離されていて、その辺りセキュリティ上は、全く問題ないと思っています。
委員	切り離されているということは、分かりました。あと最後に 1 点、確認です。動画を製作する場合に内部で製作、例えば、ビデオカメラ等々で撮影した動画をそのまま専用パソコンに、データとして移し替えるというケースもあるかと思います。それ以外に、例えば、業者に委託して動画を製作してもらうケースなどもあるかと思います。その場合納品の形態が、例えば USB 等のメディアで納品されるのか、ネット経由でダウンロードする形になるのかは、分かりませんが、専用パソコンへ動画のデータを取り込む時に、こういう時には念のため、ウイルスチェック等のセキュリティ対策を行う規則が、設けられているかどうかをお伺いします。
広報課長	基本的に、業者に委託をした場合については、おっしゃるようにウイルスチェック等が必要になることがあるので、ネット経由で納品させることは考えていません。基本的には、DVD などのメディアに焼いたものが納品されて、それを適切な形でアップロードしていくことを、想定しています。
会長	次の質問をどうぞ。
委員	私からも同じく、報告 16、諮問 27、28 の「動画の作成と配信に関する業務」について、何点か確認したいと思います。ちょっと私の理解が足りないのか、この資料を読んでも、何となくイメージが湧きません。外部結合

	記録票の、提供する個人情報の項目とされているものは、いわゆる、区がアカウントの登録をしたときに、提供するものに当たるのですか。それとも、いわゆる、動画や音声の中に含まれる情報、という表現なのですか。どちらになりますか。
広報課長	今、委員から御指摘いただいた後段の部分ですが、それは、動画に含まれている音声情報、映像情報に含まれる、個人情報を記載しています。
委員	ということは、特に決まったフォーマットがあって、例えばデータベースに登録されるような形でこの全 12 項目を、全て毎回動画を配信するときに送るものではない。
広報課長	御指摘のとおりです。
委員	分かりました。あと、こういう個人情報というのは、不必要なものは改めて、記録しないことが情報漏えいを防ぐ、またその被害の拡大を防ぐために大変重要です。先ほどの他の委員からの質問でも、インタビューなどで出演されている方の個人情報について、区が記録していくとされていますが、そういうことは本当に必要なのか、その辺、必要性について教えていただければと思います。
広報課長	個人情報に関しては、必要な範囲のみで、不必要な情報については当然、収集はしません。先ほどインタビューをする例を挙げましたが、その方の情報として必要な部分のみを聞き取りし、御本人の同意に基づいて、提供させていただきます。ここに書かれている項目全てについて、毎回収集するのではなく、必要な情報のみを収集するという趣旨です。
委員	了解しました。私も、この YouTube を活用してというか、民間のクラウドサービスを活用して、区の広報などに使うのは大変重要なことで、これを進めていくことを、もっと早くできれば良かったと思います。ただ、そういうクラウドを使って、個人情報が不必要に流れてしまう危険性も、やはりあると思います。そこはしっかりと、認識していただきたいと思います。 また、区のホームページだと、かなり期間の過ぎた動画が、見られない状況があるようです。そういうバックナンバーも、なるべく載せるようにしていただければ、と思います。これは、個人情報の保護とは少し趣旨が違いますが、他の質問もあるのでこの対象業務についての質問、確認を終了します。
会長	ほかにございますでしょうか。よろしいですか。それでは、御意見はありますでしょうか。
委員	すみません、他の対象業務についても、確認したいことがあります。
会長	どうぞ。
委員	対象業務名「高齢者生活支援サービスに関する業務」、諮問 32 についてです。今回、外部委託をするということですが、事業内容について確認したいと思います。9 ページです。「認知症またはその疑いのある症状がある」と書かれているのですが、その疑いというのは、誰がどのように判断するのか、確認させてください。

地域包括ケア推進 担当課長	地域包括支援センター ケア 24 には、いろいろな方から相談があります。認知症の疑い、例えば、よく道に迷うとか、金銭管理ができなくなっているとか、そのような相談内容を把握して、対象者を選んでいきます。
委員	具体的に認知症の疑いというのは、とても判断が難しいと思います。認知症と判断された方は、一緒に生活をしていたりとか、周りの方々とコミュニケーションの取り方で、分かると思います。実際には、本当に初期の初期で疑いがあるという方、またはそういう方がいる世帯について、この支援事業をやっているということだと思います。その辺の疑いのある方、症状というのは、ケア 24の方が判断するのですか。
地域包括ケア推進 担当課長	認知症の生活自立度とか、認知症の症状を見極めるために、統一の様式で DASC という検査があります。そのシートを基に、日常のこと、動作とか身体能力とか、そういうのを面接で確かめて、一定以上の点数があった方に関して、認知症の疑いがあるのではないか、ということで対象にさせていただきます。
委員	ありがとうございます。もう 1つ、事業内容の黒マルの 2つ目です。「本人等からの申出により」ということで、「等」と付いているのは、家族、同じ世帯の方からということだと思います。やはり、こういう認知症の初期に対応が必要な方というのは、往々にして独り暮らしの方が多いと思います。そういう場合、本人から申出が本当にあるものなのか、どうか。本当に疑いがあったら、そこは区として、この人はそういう対象になっているという話を、しなければいけないと思います。ここには「申出により」と書かれています。その辺が、家族がいる方からは、申出があるかもしれませんが、独居老人、独り暮らしの方からの申出は、難しいのではないかと思います。
地域包括ケア推進 担当課長	これについては、日々の相談業務の中で、ケア 24 の職員とか、地域支援係の認知症コーディネータとかが訪問して、十分に、こういうケアが必要ではないとか、健康状態について改善していこうとか、細かく説明をすることになっています。それによって、本人の、こういう支援チームのお世話になることの、同意を得ることができると考えています。
委員	分かりました。こういった業務を行うのは、初期の方々のサポートになると思うのですが、これが委託になるというのは、大変危険視しています。まず委託の範囲が、ここら辺の文章からだと分かりづらくて、どこからどこまでの部分を委託するのか。ケア 24 のほうで、疑いがあるって、判断があるって、本人からの申出があるって、それを受け付けるのは区なのですか、それとも委託業者なのですか。その辺が分かりづらいので、その辺を教えてください。
地域包括ケア推進 担当課長	まず、相談のあった方について、ケア 24 の人間がお宅に訪問をして、先ほど申し上げた DASC 等を使って状態を把握します。その情報を区の認知症コーディネータにつないで、対象者であり、チームで支援するのが必要であることが判断できた場合に、初めてその調査票等をチームに渡すことになっています。

委員	そうすると、対象となる方の個人情報しか、委託業者には回らないということで、認識はありますか。
地域包括ケア推進担当課長	はい、御指摘のとおりです。
委員	ただ、こういった委託先というのが、一体どういった事業者なのかも、大変気になります。認知症医療に関して専門性があり、実績のある専門医療機関となっていますが、いわゆる病院とかになるのですか。
地域包括ケア推進担当課長	認知症の専門医のいる病院、そういうチームが組める病院を、考えています。
委員	高齢者の個人情報、それも認知症を発症している疑いのある方、またそれも独り暮らしという個人情報は、大変センシティブなというか、漏れると大変な問題だと思います。ちょっと話は違うのですが、例えば最近でも、弁護士の着服が、この3年間で被害が20億円超です。後見人となっている弁護士さんが、悪用してお金を着服していたという事件が、最近、読売新聞でも報道されています。法の番人と言われているような弁護士でさえ、お金の目がくらんで着服してしまう。こういう人たちに、もし、母さん助けて詐欺の対象になるような方の情報が、流れたときは大変大きな影響があると思います。その辺は、区はどのように認識されていますか。
地域包括ケア推進担当課長	依頼書は、紙でお渡しします。病院では鍵の掛かるケースに入れて、慎重に管理していただきます。チームが訪問して、その記録を取る場合で、PCに情報等を入力する場合は、セキュリティを完全にさせていただきます。PC等に入れる情報については、名前や住所を入れるのではなく、ID番号で管理し、万一漏れても、特定できないような方策をとることを、考えております。
委員	いろいろな方策をとるようで、物理的に情報が漏れいしない形をとる、ということだと思いますが、100%漏れいしないということはない。
地域包括ケア推進担当課長	何事も完全ということはありませんが、それに近づけるようします。委託先にもセキュリティポリシー委員会などがあり、もちろん、そのチームに携わる人間も、情報セキュリティの教育を十分に受けております。
委員	関連質問です。私の勉強不足かもしれませんが、10ページで、委託者の内容と委託の条件という欄で、10の遵守事項がうたわれているわけですが、今、委員がおっしゃったように、漏えいという心配があると思います。こういう諮問の事項の中に、完全に守られなかった場合の罰則規定が、全く出ていないのですが、それは刑法上で処理するから、委員会としては出さないのか、あるいは、別でそういう条件があるのかを、教えていただきたい。
会長	これは事務局から、説明していただきましょうか。
情報政策課長	罰則については、個人情報保護条例の第9章で32条以降に、規定があります。基本的には職員及び委託事業者が、個人情報のファイルを漏れいした場合については、罰則の記載があり、2年間の懲役又は100万円以下の罰金で、委託事業者の漏えいの形態によっては、それらの罰則が適用されるということです。

会長	委員、よろしいですか。ほかにありますか。それでは、御意見ありましたらどうぞ。
委員	諮問 32 の「高齢者生活支援サービスに関する業務」についてです。今回の事業内容は、外部委託をするということで、認知症の初期対応は大変重要なことではありますが、こういった大変センシティブな情報を外部に委託することは、情報漏えいがあったときに、個人の被害が大変大きくなる可能性が高いので、私としてはこの諮問には反対という意見を、述べさせていただきます。
会長	諮問 32 についての御意見ですね。ありがとうございます。ほかにありますか。それでは、報告の第 16 号は報告を了承、諮問 27 号から 32 号については決定とさせていただきます。なお、委員からの御意見は会議録に書いてありますので、担当部局で適宜御判断をいただいて、善処していただきたいと思えます。 次に諮問 33 号について、事務局から説明をお願いします。
諮問第 33 号	
情報政策課長	諮問 33 号について説明する。
会長	それでは、御質問ありましたらどうぞ。
委員	少し言葉の質問を、させてください。12 ページと 13 ページです。12 ページの 15 事務は、個人番号、マイナンバーを区独自で利用する事務、区の中でしか使わないということだと思えますが、その確認です。また、13 ページの「同一執行機関内での特定個人情報を利用する事務」ということについて、「同一執行機関内」とは、どこからどこまでの範囲なのかを、教えていただけますか。
情報政策課長	まず別表 1 ですが、区独自で利用する事務の使用範囲は、おっしゃるとおり、杉並区の中で使うということです。区独自でという意味は、法定事務があり、法別表第 1 に掲げられている事務がありますが、それ以外に法定事務と類似の事務として、区の中で個人番号を利用する事務として、記載のとおり 15 事務を定めております。 また、同一執行機関内という意味ですが、いわゆる区の中でも執行機関が複数あり、例えば、教育委員会と区長部局では別の執行機関という扱いになります。ここで申し上げている同一執行機関とは区長部局で、いずれも区長部局の中での事務を、指しております。
委員	このマイナンバーについては、様々と言われています。今回新たに事務の追加を行うことによって、杉並区としてはマイナンバーを本格的に活用していくのだと思うのですが、そういう認識で問題ないでしょうか。
情報政策課長	こちらに書かれているように、区民の利便性向上と行政事務の効率化のため、主に法定事務と非常に似通った事務、システム上も取扱い上も同じ対象者に対して、同じような趣旨や目的で行っている事務です。法定で番号事務を、個人番号を利用する事務として定めていることに併せて、類似事務も条例で定めることによって、同一の取扱いができるという点で、効率化が図れ

	<p>るというものです。</p> <p>また、いろいろな証明文書の、添付が必要な事務がありますが、法定事務では今後、情報連携によって添付が不要になります。類似事務においても同じように、区民からの提出の義務はなくなるといった意味で、区民の利便性の向上及び行政の効率化のため、加えていく事務です。</p>
委員	<p>ちょっと説明が長くて、少し分かりづらかったのですが、今回、「地方公共団体を含む機関間の情報連携に当初から参加するためには」という条件が書かれていて、平成 27 年度中に条例を定める必要があると、書かれています。住基ネットの場合だと、杉並区は当初から入らなくて、大分後になってからというお話も聞いております。個人番号については、いろいろとリスクが高い、情報漏えいの問題があるのではないかと、といった様々な話がされているわけですが、他の状況を見定めてからという考えは、なかったのですか。どういう判断で、この情報連携に、当初から参加することになったのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>私どもとしては、もう少しじっくりと検討の期間があれば、という部分もありましたが、国から 10 月末に、平成 29 年 7 月から、地方自治体を含む情報連携に参加するためには、年度内 3 月末までに条例化を図る必要がある、ということが示されました。やはり区民の利便性を考えると、当初から情報連携ができて、証明書の添付も必要なくなるということで、早めに条例改正を進めていきたい、と考えたということです。</p>
委員	<p>利便性、利便性とおっしゃいますが、利便性が高まるというよりは、漏えいの危険性が高まる、と判断されている方も多々いらっしゃるようです。その辺の区の判断は置いておきます。システム的な部分を、教えてください。様々な個人番号が付加される事務が、ここに書いてあるわけですが、この条例が通ると、様々な事務にマイナンバーという項目が追加されると思います。追加されることは、今回ここで答申が出されてしまったら、個別にはもう諮問はしない、ということでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>この 15 事務については、第一回区議会定例会で条例化の予定であり、この諮問において御了承いただき、進めていきたいと考えております。</p>
委員	<p>この諮問に対し、答申を出すという言い方になるのか、分からないですが、この場を通過してしまったら、この追加される 14 事務については、全てシステム改修が行われて、個人番号の項目がそれぞれデータベースや、入力画面などに付くということですか。</p> <p>ちなみにそうなったときに、区が持っている各世帯、各個人、住民の個人番号を、それぞれの事務のデータベースに、すぐに入力作業をするのですか。マイナンバー、個人番号自体、この人が 12 桁の番号というのを、いつの時点で、事務で取り扱うシステムに、入力するようになるのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>基本的には、区民についての個人番号は、住基で把握しておりますので、結合によってすぐに振られます。転入者であったり、住基外の方の番号については、判明した都度に入力することになると思います。</p>

委員	そうすると、何か事務手続が発生したときに、新たに追加されるのではなくて、ある一時点で、データ全部の移行作業が発生する、という認識でよろしいのでしょうか。
情報政策課長	システム上の準備はこれからですが、いずれにしてもシステム改修が終わり、データと結合した段階で、個人番号が区民については振られる、ということになっております。
委員	区民についてというのは、例えば13ページの「療育の給付に関する事務」で、国民健康保険関係情報という個人情報があります。これが国民健康保険の何らかのシステムの中に、データベースとしてあるわけです。もう既に私たち区民にはマイナンバーが振られていて、その番号は通知という形で郵送されていると思いますが、その番号がこのシステムの中に全て取込まれる、ということでしょうか。
情報政策課長	大変申し訳ありません。説明が間違っていたようです。申請に基づいて、申請書に記載された番号を、入力していくということで、申請の都度、取得していくということになります。
委員	申請に基づいてというのは、どの申請なのですか。個人のマイナンバーカードを申請した人について、ということですか。それとも、それぞれの業務で何かしらの申請が、何かの福祉サービスを受けるときに申請書を出して、その申請書にマイナンバーを記載する欄があったら、そのシステムにはその人の分のマイナンバーが入力される、といったことなのですか。その辺がよく分からないのですが。
会長	今、委員がおっしゃったマイナンバーカードとは、個人番号カードのことですか。通知カードですか。
委員	今言ったのは、通知カードではないものの話です。ただ、ここで言っている申請とは、何の申請で個人番号が、このシステムに入るのか、ということをお聞きしています。一括でデータ移管するわけではない、というお話だったようですが、よく分からなかったためお聞きします。
情報政策課長	二転三転して申し訳ありません。当初の説明で間違いないということです。住基と結合した時点で、区民については既に振られてしまう、ということです。住基では、個人番号を区民に振っていますので、区民である申請者について、既に個人番号を把握することが可能です。一方、福祉サービスを受けるか受けないかということは、その申請に基づくものですから、当然その申請をされた方に、振ることになるので、その申請書に個人番号を書き添えて、突合してその時点から、追加することになっております。
委員	細かい質問ですみません。要するに、住基システム上では、各個人には既にマイナンバーが振られている。ほかのシステムには、まだマイナンバーという項目すらないので、振られていない状況ということですか。例えば、12ページの2番の「高齢者住宅の管理に関する事務」などで、既に何らかのサービスを受けて、データベースに載っている高齢者の方々にも、まだ個人番号自体は、そのデータに対しては振られていない状況ですか。対象となる今

	<p>回追加するシステムに対して、マイナンバーが記録されるのは、いつのタイミングなのかというのが私の質問です。</p> <p>区に対して、それぞれが何らかの、申請書などのアクションを起こしたときに、この人は高齢者住宅の管理で今まで利用してきたけれども、この人のマイナンバーは×××なんだと把握する。この高齢者住宅の管理に関する事務で使っている、システムのデータベースに、マイナンバーを入れていくという扱い方になる、という認識でよろしいのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>整理して御説明します。申し訳ありません。区民については、今、申し上げたとおり、個人番号は既に振られている状態です。様々な福祉業務については、既に対象者が決まっています振られている業務もあります。一方で、申請に基づいて開始される福祉サービスも、当然あります。それらについては申請時に把握した個人番号で、同一人と確認した上で、個人番号が振られるということです。既に開始している福祉サービスについては、例えば、既に生活保護を受けている世帯などは、結合した時点で既に振られているといった形の関係になっています。</p>
委員	<p>そうすると、今、既存で、住基以外のシステムで管理されているデータについては、この諮問が通って条例改正された後、システムの改修やデータ移管などを行って、既存で管理されているものに、全てマイナンバーの項目を入れ込んでいくということですか。そうすると、データ移管作業が必要になってくるとともに、それをやる作業というのは、結局、個人の名前と住所と生年月日等でひも付けをしていくわけで、それができるのであれば、そもそもマイナンバーを使う必要はないという、そもそも論があります。その辺は区としては、どう考えていらっしゃるのですか。</p>
情報政策課長	<p>今回、番号事務になるかならないかは別に、情報連携は既に進めております。ただ、番号事務になることによって、同じシステムで同じ取扱いができるということから、効率化を図れることになっております。例えば同じシステムに入っている方でも、類似業務については番号を振らない、また法定事務については番号を振るというように、取扱いを分けると非常に煩雑になるということです。また、法定事務の類似事務については、例えば区の独自の給付金があって、税証明の提示がないと取扱いができませんということになりますので、そういった意味で区民サービスについても向上しますので、類似事務について今回加えたということです。</p>
委員	<p>マイナンバーを使わなかったら、取扱いできませんと、窓口で蹴られるような状況では今はないと思うので、その部分は間違っていると、指摘させていただきたいと思います。</p> <p>最後に1つだけ。新たにそれぞれのサービスを使うときに申請される場合、マイナンバーを私は使いたくないですと言って、マイナンバーを記載しないで申請された方については、法令では罰則規定がないと言われているので、それも杉並区として受け取ると思います。そういった場合は、マイナンバーの部分は空欄で、システムに記録されるのでしょうか。</p>

情報政策課長	今、国のほうでは、基本的には記載義務があるとしています。どうしても記載したくないと、記載がなかった場合、受け取らないかといえば、受け取った上で事務手続を進めるようにと、指導を頂いております。そういった場合に、番号を振らないかということになります。住所、氏名、生年月日等で本人確認ができた場合には、その方については個人番号を振っていく、という取扱いになると思います。
委員	ちょっとお尋ねしたい点があります。まず、この条例に基づいて事務の追加を行う、という理解でよろしいのでしょうか。
情報政策課長	この条例ができないと、これらの事務について個人番号は使えませんので、条例に基づいて追加することです。
委員	そうしますと、そもそも条例自体、全然どういうものか分からないので、その事務と合致しているか、分からない点があります。もう1つは、昨日から区民等の意見提出手続が始まっていると思いますが、当然その意見が出た流れの中で変わってくると思います。今現在、22日のこの日で、諮問に対して答申を出した内容が、変わってくるということはないのでしょうか。
情報政策課長	御指摘のように12月21日から1月19日までパブコメ、区民等の意見提出手続を掛けております。また、そういった意見をいろいろ頂き、それをまた反映して、最終的な案を固めていきますので、変わる可能性はあります。
委員	変わる可能性があるということは、今日、答申する事務の追加に関しても、変わる可能性があるということでしょうか。
情報政策課長	審議会は、各分野からの代表の方にお集まりいただき、御意見を頂きます。ある意味、区民の代表の方々からの御意見で、その意見を尊重しながら進めていきたいと考えております。その後に修正があったことについては、申し訳ありませんが、報告という形にさせていただきたいと考えております。第1回定例区議会に掛けさせていただきますので、その前のタイミングで審議会へお諮りすることは、難しいと思いますので、第5回に結果について御報告させていただきたいと、そのように思っております。
委員	ここで答申すること自体が、何か順序が違うと思うのですが、それは私の理解不足でしょうか。
会長	事務局、その点について、もう一度明確に、この審議会に掛ける意義、条例との関係、法令との関係等、もう1回説明してください。
情報政策課長	今回第4回の、こちらの審議会に掛けさせていただきましたのは、あくまで条例が固まる前、条例案の段階で御意見を伺うという意味で、今回に掛けさせていただきました。こちらで頂いた意見を反映しながら、最終的な条例案を固めていくということです。パブコメについてもその一環であり、パブコメ又は審議会の御意見を尊重しながら、最終案を固めていくこととなります。様々な御意見を審議会から頂くために、今回の第4回に掛けさせていただいたということです。逆に第5回ですと、条例が議会で可決された後で掛けることになり、条例が固まってしまうので、かえって失礼になるということで、今回掛けさせていただきました。

委員	そうすると、更に事務の追加が出てくる可能性も、あるということでしょうか。
情報政策課長	かなり限定された場合と考えられます。基本的には整理して、減らすことはあっても、追加することは滅多にありません。パブコメに出していない事務について、御意見を頂いていませんし、出した事務について御意見を頂いたらどうするか、ということが基本的な判断基準です。このため、全く出していないものを追加するというのは、非常に難しいと思います。審議会やパブコメに掛けずに追加することは、あり得ません。議会に最終的な決定の権限がありますので、議会にはもちろんお諮りしますが、今のところは考えていません。
委員	では、そういう形でもし追加等が出た場合は、この審議会に出した答申以外のこととなりますので、その点についてはこの審議会での責任といったものは、我々は負えないと思います。それでよろしいのでしょうか。
情報政策課長	万が一そういった場合には、あくまで当局の判断及び議会の審議によることとなりますので、審議会の委員の皆様方の御意見は、頂けないと思います。申し訳ありませんが、そういう形で進めさせていただくこととなります。基本的には追加は考えておりません。
会長	結局、今日は我々に諮問をして、答申をして、それを参考にして条例の検討を議会等にお諮りすると、理解しておけばいいのですか。
情報政策課長	そういうことです。
委員	先ほどの、他の委員の質問と関連になると思います。御存じのようにマイナンバーは基本的に強制ではない、任意のものであるというのが基本だと思います。先ほど拒否をする人がいた場合、例えば申請書に番号を記載しないで提出等する場合に、どうするのかという質問があったかと思います。そのときのお答えがよく分からなかったもので、教えていただきたい。 例えば前の議会、区民生活委員会などでも、同じような議案が出ていました。特別区税の減免申請書に関して、個人番号の記載欄ができるという話でした。その際、拒否して提出された場合も、当然受け付けるということでした。また、受け付けた後で、行政が勝手にその番号を記載をすることがあるのか、という話もあったのですが、そういう権限はないということでした。先ほどのお答えだと、あるような、ないような、よく分からなかったもので、もう一度確認したいのですが。
情報政策課長	基本的に強制しないということですが、記載の義務はあり、当然規則、条例等で個人番号を記載していただく、ということは決まっております。罰則等がない、また記載がない場合、強制はしないということです。申請書に無理やり追記することはありません。当然、本人確認ができた段階では、結合等は行いますので、事務を行うためにシステムに搭載する場合、システム上は個人番号が決まっている、ということになっています。
委員	ということは、いずれにしても、区のほうでは個人番号がなければ、もう処理ができないものということでしょうか。

情報政策課長	個人番号については、既に区民の個人番号は決まっておりますが、今までも情報連携はできています。ですから、どなたの納税通知なのか、全て分かります。要するに、その方についての、個人番号とデータとの突合というのは、事務処理上自然に行われ、番号をあらためて申請書等に記載するということではないです。
委員	区の処理でも、個人番号がないと処理ができないのか、どうかという質問です。相手から個人番号の提示がなければ、いけないのかどうかではなくて、区の中の処理としても、個人番号がないと、処理ができないものなのかどうかということです。
情報政策課長	個人番号がなくても、今までも情報連携はしていますし、これからも特に個人番号がなくても情報連携はできる、事務の処理は番号がなくてもできます。
委員	そうすると、提示がない人に関しては、今のお話だと番号がない状態で、これまでどおりの処理を区でもするべきではないか、と思います。でも先ほどのお答えとしては、内部では個人番号の振分けをする、とおっしゃっているように、私には聞こえたのですがどうなのでしょう。
情報政策課長	申し訳ありません、説明が分かりにくかったと思います。番号がなくても事務処理は、通常に進めていくことはできます。記載がなくても、支障なく事務手続きができます。
委員	それは分かっているのですが、その際に区の内部でも、個人番号の振分けをするのかしないのか、という質問をさせていただきました。今のお話だと、しなくてもできるということ、一応私は確認したつもりです。しなくてもできるけれども、振分けをすると言っているように今聞こえたと、私はお話ししているのですが、御理解いただいていますでしょうか。
情報政策課長	個人番号がなくても、区内の事務につきましては、今までも住基番号等の様々な符号で、結合等を行ってまいりました。その方の個人番号が決まっていますが、情報の連携、結合等につきましては、個人番号を特に使うわけはありません。結果的に個人番号と、ひも付けられることにはなりますが、特に事務手続きで個人番号が必要ということではない、ということです。
会長	事務局に伺います。区は法律に基づいて、法律を守りながら事務を執行するわけですが、法定の調書には、個人番号を書くことが義務化されているわけでしょう。それについては、どう考えていますか。無くてもいいとおっしゃいますが、やはり第一義的には、書かれなければいけないのではないかとと思いますが、どうなのでしょう。
情報政策課長	おっしゃるとおり義務はございます。記載がない場合、それを強制するかどうかという観点からすると、強制はいたしません、法令上の記載義務はございます。
委員	ちょっと角度を変えます。今お話ししていたのも、国の法定受託事務の件でも当てはまる話だったわけですが、今回ここに区独自でという部分があると思います。先ほどの議会での、特別区税の減免申請などでも記載欄があって、そこに対しては強制ではないという案内とかは、一切ないという話だっ

	<p>たのですが、それは国の法定受託事務だからという理由でした。例えば、区の独自でという部分に関して言いますと、区民にとって例えば、ここに要求されているものは区独自の判断で要求されているものだ、というのが分かるのでしょうか。国の情報連携の部分で必要となる部分ではなくて、区独自で利用する部分で要求しています、というのは、違いが分かるものになるのでしょうか。</p>
情報政策課	<p>事務局からお答えいたします。まず、法定事務と先ほどから呼んでいる番号法で決められた事務につきましては、番号法によって各自治体同士で情報を交換する必要があります。例えば、税の情報というのは番号を各自治体が振っていないと、情報連携ができないわけです。ですから、法定事務についてはまず番号を振る必要があります。</p> <p>番号を振るには、原則としては本人からの申請に基づいて番号を振ることになっています。ただし法定事務ですのでこちらは住基と連携するというのは、先ほど説明させていただいたとおりとなります。申請時に拒否をした場合ですが、こちらについては国からの FAQ 等にも出ているのですが、住基台帳等を調べて番号を振るように、ということになります。こちらがまず法定事務の説明になります。</p> <p>次に個人番号を、区独自で利用する事務になりますが、御提示いただけなかった場合は、先ほど委員からありました高齢者住宅の管理を例に取りますと、高齢者住宅の管理の場合、住宅の家賃が所得によって変わることがあります。このため、税の証明書を各利用者から提示いただいております。区では、内部の税の情報が分かりますので、従前どおり区内部の情報を調べれば、区民の方に、わざわざ税証明を税の部門で取ってきてください、というお願いはしていません。</p> <p>ただし、1月1日に区に住んでいない方というのは、区の当初賦課の情報がありません。この方については、例えば以前住んでいた自治体から、税証明を持ってきてくださいというお願いを、してきたところです。これが今回の条例を定めることにより、他の自治体の税情報が、高齢者住宅の管理でも参照できるようになりますので、利便性が上がります。</p> <p>御質問に戻りますと、もし独自利用事務の条例が通らなかった場合、番号を書いていただけない場合は、どうなるのかということになりますと、基本的には高齢者住宅の管理に関する事務では、番号は利用できないことになり、ほかの自治体では、条例で番号が使えるようになって証明書の省略ができて、杉並区では、1月1日に住んでいらっしゃる方については、従前どおり税証明を持ってきてください、ということをお願いしなければならぬ状況になります。すみません、少し長くなりましたが以上です。</p>
委員	<p>私の質問は、区独自の項目については、区独自で利用する部分になり、個人情報を探しているということが、区民に分かるのかどうかということです。</p>
情報政策課	<p>事務局です。独自利用につきましては、これから議会のほうで御審議いただき、条例化するということでございまして、条例上、独自で利用するとい</p>

	うことを明示して、区民の方に分かるような形に、させていただきたいと思 います。
委員	そうすると、例えば区独自の項目の部分で、そのように分かるようになって いるということであれば、国が義務として定めているものと、また違うわ けですね。そうすると、これは強制ではないという記載などは、されるの でしょうか、分かるようになるのでしょうか。
情報政策課	事務局です。基本的に番号法において、個人番号を使う場合には、法で定 める場合若しくは条例で定める場合にしか、個人番号の利用は認められてお りません。そういった意味で今回、番号法で定められている事務以外に、番 号法で条例に定めなさい、定めた場合には個人番号が使えますよというもの について、条例で定めますので、扱いにおきましては、番号法のものと同じ 扱いになると考えております。
委員	すみません、私の理解が悪いのかもしれませんが。そうすると、特に強制で はありませんというような表現や記載が、されるような類のものではないと いうお答えと理解してよろしいのでしょうか。
情報政策課	事務局です。番号法において定められている事務と同等の形で、こちらの 条例で定める事務についても、取り扱わせていただきたいと思います。
委員	最後に。とはいえ、これは区独自であるという部分の記載はあるという、 先ほどの確認でよろしいでしょうか。
情報政策課	事務局です。あくまで番号法に基づいた、個人番号の利用につきまして、 条例上定めているという形ですので、条例上使えるということを、明示させ ていただいております。
会長	ほかにございますか。
委員	今の委員の質問に関連してですが、番号法で定められていない事務を、今 回条例で番号法と同様に、マイナンバーを使うと定めていく、ということ でした。先ほどの説明だとデータ移管等するという話、データ移管後、新たに システム、サービスを使った人について、もしマイナンバーを申請書などに 記載してもらえなかった方についても、内部的に振ると私は理解しました。 そうならないというように、先ほどおっしゃっていました。例えば高齢者住 宅の管理に関するものについては、番号を入力してもらえなかったら、別の 自治体にもし住んでいた場合は、別の自治体から収入の証明をもらってこな ければいけない、というお話をされていたということは、新しく申請をされ る方等はマイナンバーのデータを、区のほうで勝手に入力していくことにな らない、という認識でいいのですか。改めてそこを確認させてください。
情報政策課	事務局です。12 ページにあります事務につきましては、個人番号を利用 できる事務ということで、この全てがそもそもシステムになっているとは限り ません。先ほどから例に出ています高齢者住宅の管理につきましては、デー タベース等で、個人番号を利用する予定はございません。基本的には、先ほ ど言った流れの中で、申請書を頂いた際、その方が他自治体に 1 月 1 日に居 住されている場合は、税情報を税システム若しくは中間サーバーに連携する

	<p>端末があります。こちらで確認して、所得の判定を行うことだけに使うことになっております。ですから、基本的には規模の大きいものは、システムになっているものもありますが、申請時に個人番号と結び付くというのは、その場合でも想定されています。法定事務とは異なり、全てが決められた瞬間に、個人番号と結び付いた情報になってしまうということではありません。</p>
委員	<p>やっと分かりました。データベース等で管理していない方については、そういう手間があると。データベースで管理されているシステムにおいても、いわゆる番号法の法定事務ではないので、申請時にマイナンバーがないとそのシステムの中には、マイナンバーが入力されないというようになるのですか。</p>
情報政策課	<p>基本的には、そのような事務の流れになると認識しています。</p>
委員	<p>分かりました。もう1つ、先ほど委員からの指摘があり、私もこの観点で欠いていたなと思って、猛省をしているところなのですが、本当に順番が逆だなという認識です。</p> <p>そもそも、追加されることはほとんどない、とおっしゃっていること自体、私はパブリックコメントの存在意義を、区が全く認識していないのではないかと思います。更に、この個人情報審議会で答申を出すということは、私は大変重たいものだと思います。それが期間的な関係でできない、スケジュール的にできないという話をされているのですが、そのスケジュールでやったからそういう状況になります。パブリックコメントが終わってから、区民からもこういう意見が来て、それに対してはこう答えて、区としてはこういう修正をして、今この事務について個人番号を利用するようにしたいと思いますが、いかがですか、と来るのが手順として筋ではないですか。いかがでしょうか。</p>
情報・法務担当部長	<p>これまでもそうなのですが、こちらの審議会への諮問は区長がある施策を実現したいということで、個人情報保護に関して、区民の生活に重大な影響を与えるという場合には、あらかじめ条例に基づいて審議会に諮問するという規定がございます。今回は個人番号の利用と、特定個人情報の利用について、既に議決していただいた条例に、更に利用事務を追加します。この追加が個人情報保護条例に基づく諮問事項になるということで、あらかじめ諮問という形で、御判断をお願いしているわけです。</p> <p>パブリックコメントにつきましては、区民との意見提出手続に関する条例に基づいて、やはり条例の改正について、区民生活に重要な影響を与えるものについては案をお示しして、区民からの御意見を頂くことになっており、これはこれでやっていく必要があります。ですから、決して順番が前後しているとかいうことはありません。それぞれ、区と同じ考え方をお示して審議会からも御意見を頂き、区民からも御意見を頂き、頂いた御意見を踏まえて条例案として正案を作って議会にお諮りするという流れです。これはこれまでもこういう流れで進めておりますし、決してこれが特別な流れということではありません。</p>

委員	でも、先ほど、例えば区民の皆様から意見が上がって、それによって何か変更があった場合は報告でお知らせします、とおっしゃっていて、それについてはこの審議会では責任は取れないと、委員はおっしゃっていました。それは区長が取るとおっしゃっていましたけれども、そういうものなのでしょうか。
情報・法務担当部長	そのとおりです。区長が一定の案、考え方をお示しして、その考え方について御意見を頂く。それを尊重して、踏まえて正案を作って議案としてお出しするのは、この執行機関の責任でございますので、それについて議会で御判断いただくということで、御理解いただきたいと思います。
委員	いや、その考え方が全く理解できません。そもそも、個人情報保護をこの審議会に諮問をして、答申をもらうという取決めが条例上あるわけです。にもかかわらず、その内容が後々変更になるかもしれないといったら、私たちは何を信じればいいのですか。
情報・法務担当部長	今の御発言、御質問かどうかよく分かりませんが、決して特殊なことをやっているわけではなくて、これまでもこういう形で意見を審議会の皆様にお伺いをしてまいりました。そして答申を頂いて、それを踏まえていろいろな正案を作って議会にお諮りをした経緯があります。決して今回が特別ということではなく、これまでも同じ手続を踏んでまいりました。それだけは申し上げておきたいと思います。
会長	ちょっと確認の意味で、審議会条例があつたら関係する所を読んでください。
情報政策課長	<p>私ども、審議会条例に基づいてこの手続を進めております。第2条において、個人情報保護に関する重要事項について、区長が諮問を行い、それに答申を頂くということでございます。最終的な条例案につきましては、あくまで区の責任において議会に上程するということです。</p> <p>第2条、所掌事業項ということで、審議会は、個人情報保護条例、住基条例及び防犯カメラ条例の規定により区長がその意見を聴くこととされた事項のほか、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。主として、情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務の運用に関する重要事項となっております。今回、諮問申し上げましたことにつきましても、この審議会条例の第2条第1項第1号、今申し上げた規定に基づきまして諮問申し上げているということです。</p>
会長	その第2項何とかというのを、念のためにそれを読んでみてください。
情報政策課長	また再度読ませていただきます。第2条、審議会は、個人情報保護条例、住基条例及び防犯カメラ条例の規定により区長がその意見を聴くこととされた事項のほか、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。第1号ですけれども、情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務の運用に関する重要事項ということで、今回の利活用条例につきましても改正案について諮問申し上げているところです。

会長	今、条例を読んでもらいましたが、担当部長が説明するとおり、その前に区長が我々に意見を聴く、という仕組みに杉並区ではなっているわけです。それに基づいて運営をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく御協力をお願いします。
委員	<p>今、条例の主旨や目的がなかったのが、何とも言えないのですが、そもそも重要事項についてという、その重要事項に対して私たちは責任を持って諮問を受けるわけです。その重要事項が、今後、変更になるというお話だと大変な問題だと思います。そもそも、今までこうしてきたからいいという考え方自体、そういう考え方があったから様々な情報漏えいがあったのでしょうか、と指摘をさせていただきたいと思います。</p> <p>順番が間違っています。区民からのパブリックコメントで、何がどう変わるか分からないという認識がない。区民からのパブリックコメントは議会でもよく区長部局が言っていますが、声を上げる人は少数で、それ以外は全て賛成しているのだ、そのような立場でいるから、このような順番の間違ったやり方になると思います。この点、厳しく指摘させていただきたいと思います。委員が言ったように、責任取れませんよという話です。どのように考えているのですか、そこは。</p>
情報・法務担当部長	今のは御質問なのでしょうか。
委員	はい、質問です。どのように考えているのですかと聞いています。
情報・法務担当部長	区長が諮問する事項については、十分区のほうで検討した結果、諮問案としてこちらにお諮りしておりますので、これは区の執行機関の責任としてこのような形で今後仕事を進めていきたい、事務を進めていきたいという考えでお出ししております。それだけは御理解いただきたいと思います。これは区の責任でやっております。
委員	ですから、諮問をこういう審議会にするとか、パブリックコメントをするとかを、どういうように受け止めているのですかという話です。区長の好きなことやっていいという話ではないんですよ。そんなことやっていたら、情報漏えいが本当に際限なく行われてしまいますよ。そうではなくて、専門家の皆さんや区民の皆さんからしっかりと意見を聴いて、それを条例化していく。それは最終的には議会で決めますけれども、その前段の順序を全然重要視していない。そのようなことをやっていて、本当に個人情報をきちんと保護できるのですか。
会長	今の発言は質問ですか、御意見ですか。
委員	すみません、質問を最後にさせていただきたいと思います。パブリックコメントも区民の皆様から個人情報を漏えいさせない、保護をしていくという観点から意見を聴いて、その方向性をしっかりと考える。そして、この審議会も皆さんからの声を聴いて、このやり方が正しいかどうかをきちんと考える場であって、区長がやりたいという方向性は変わらないんだという考えは本当におかしいと思います。個人情報の漏えい、防ぐという観点からも外れると思いますが、いかがでしょうか。

会長	それは審議会の運営についての御意見でしょうか。パブリックコメントを前提に審議会に掛けて、審議会はそれを前提にして検討せよと。
委員	そういう意見も踏まえつつ、その認識を確認したいと思います。
会長	御意見ですね。そういうように理解して、よろしいですか。
委員	それでは、会長の言うとおりの。
会長	回答を頂きますか。
委員	分かりました、結構です。意見として区のほうには聴いていただきたいと思います。
会長	先ほど私が申し上げたような御意見だと受け止めさせていただき、議事を進行させていただきます。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか、よろしゅうございますか。今のは御意見として頂いておきますが、ほかに御意見はございますか。
委員	そのような意見ですので、この諮問については反対という立場を取らせていただきたいと思います。
会長	ほかにございますか。ありがとうございます。それでは反対意見があるということで、諮問第 33 号は決定とさせていただきます。 ただいま御審議いただきました諮問事項について、ここで答申をしてまいりたいと思います。事務局が答申案文をお配りいたしますので、内容を御確認願います。
	(答申案文配布)
会長	今、お配りいたしました、御覧いただきまして、案件ごとに意見をまとめてきておりますので、そのとおり書かれているかと思いますが、いかがでしょうか。御異議がなければ、情報・法務部長にお渡しいたします。
	(了承)
会長	それでは、情報・法務担当部長にお渡しします。
	(答申文手交)
会長	本日の議題は以上です、事務局から何かございますか。
情報政策課長	次回の日程ですが、次回審議会日程につきましては平成 28 年 2 月 26 日午後 2 時から、同じく第 4 会議室を予定しております。来年も引き続きよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。
会長	以上で第 4 回情報公開・個人情報保護審議회를終わります。本年は皆様方に変御協力いただき、無事審議会を終了することができましたことを、厚く御礼申し上げます。皆様、良いお年をお迎えくださいますようお祈りいたしまして、終会とさせていただきます。どうもありがとうございました。